

## 第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成 25 年		平成 24 年		前 年 比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
<b>総 数</b>	<b>2,493</b>	<b>2,465</b>	<b>2,842</b>	<b>2,808</b>	<b>△349</b>	<b>△343</b>	
ダフヤ行為(第2条)	11	17	26	31	△15	△14	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,994	1,958	2,232	2,185	△238	△227
	うち)盗撮	(633)	(622)	(484)	(472)	(149)	(150)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	7	3	5	3	2	-	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為(第7条)	481	487	579	589	△98	△102	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 25 年	平成 24 年	前 年 比
ストーカー行為等に係る相談	1,466	1,437	29
警告書の交付(第4条)	300	275	25
禁止命令(第5条)	15	13	2
仮の命令(第6条)	-	-	-
援助の実施(第7条)	139	151	△12
送致 { ストーカー行為違反(第13条)	34	13	21
禁 止 命 令 違 反(第14条)	4	3	1

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 25 年	平成 24 年	前 年 比
配偶者の暴力行為に係る相談	2,821	2,805	16
接近禁止・退去命令(第10条)	14 (12)	19 (18)	△5
接 近 禁 止(第10条1項1号)	71 (64)	66 (63)	5
退 去 命 令(第10条1項2号)	-	1	△1
援助の実施(第8条の2)	1,510	1,671	△161
送致 { 保 護 命 令 違 反(第29条)	4	2	2

注 ( ) 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課